

限度額適用・標準負担額減額認定証はお持ちですか？

70才未満の患者様へ（令和8年8月1日から）

【医療費自己負担限度額（月額）】

所得区分	3回目まで	4回目以降 （多数該当）	年間上限
ア	270,300 円 + (医療費 - 901,000 円) × 1%	140,100 円	168 万円
イ	179,100 円 + (医療費 - 597,000 円) × 1%	93,000 円	111 万円
ウ	85,800 円 + (医療費 - 286,000 円) × 1%	44,400 円	53 万円
エ	61,500 円	44,400 円	53 万円
オ	36,900 円	24,600 円	29 万円

70才以上の患者様へ（令和8年8月1日から）

<診療費自己負担限度額>

低所得者Ⅱ…世帯全員の方が住民税非課税
低所得者Ⅰ…世帯全員の方が住民税非課税で、
さらにその世帯所得が一定水準以下の方

（入院月額）

所得区分		3回目まで	4回目以降 （多数該当）
現役並み 所得者	Ⅲ	273,000 円 + (医療費 - 901,000 円) × 1%	140,100 円
	Ⅱ	179,100 円 + (医療費 - 597,000 円) × 1%	93,000 円
	Ⅰ	85,800 円 + (医療費 - 286,000 円) × 1%	44,400 円
一般		61,500 円	44,400 円
低所得者Ⅱ		25,700 円	—
低所得者Ⅰ		15,700 円	—

<入院時の食事代>

区分	金額
ア・イ・ウ・エ 一般所得者	1食につき550円
オ 低所得者Ⅱ	90日までの入院1食につき270円 90日以上の入院1食につき220円
低所得者Ⅰ	1食につき130円

※小児慢性特定疾患児童等・指定難病患者様は1食330円となります。